

総括課長への業務報告
【協議】
令和8年4月9日
復興防災部防災課

+

部長への業務報告
【協議】
令和8年4月 日
復興防災部防災課

物資の備蓄状況の公表について（協議）

【要旨】

災害対策基本法の改正により地方公共団体の責務とされた物資の備蓄状況の公表の範囲、内容等について協議します。

1 経緯

令和7年7月1日に追加された災害対策基本法第49条第2項の規定により、地方公共団体は、毎年物資の備蓄状況を公表することとなった。また、改正法の施行に併せ、国からは次のとおり通知があった。

- (1) 毎年、その年の備蓄状況に関して12月31日（令和7年分については令和8年7月1日）までに公表すること。
- (2) 市町村分を取りまとめる場合は、都道府県分と市町村分が明確に分かるよう公表すること。

災害対策基本法（抜粋）

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等）

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年1回、前項の規定による物資の備蓄の状況を公表しなければならない。

2 公表方針

本県の公表は、次のとおり行うこととしたい。

(1) 範囲

本県では、備蓄指針において、県と市町村が分担して物資を備蓄し、所要量を確保する方針としていることから、公表についても、所要量に対する充足度が分かるよう、市町村分を取りまとめ、県分とともに公表する（市町村には意向確認済）。

(2) 内容

備蓄指針に定める類型Ⅰ物資（基本8品目（組立式トイレを含む。）＋飲料水）に加え、避難所環境の改善に向け備蓄への関心が高い冷暖房器具、段ボールベッド・簡易ベッド等の数量を公表する。なお、国において公表すべき品目を定める動きがあり、設定後はそれに準じる。

(3) 時期

ア 令和7年分 12月末時点の備蓄状況を令和8年4月27日（月）に公表

イ 令和8年分以降 毎年7月1日時点の備蓄状況を9月1日（防災の日）に公表

(4) 方法

県ホームページに掲載するとともに、県政記者クラブへの投込みを行う。

3 公表資料について

別添のとおり。

4 東北各県の状況（参考）

県名	公表品目	市町村分の取りまとめ	公表（予定）日
青森県	基本8品目+TKB・県の災害備蓄指針で定めているもの	実施せず	令和8年3月末
宮城県	未定（流通備蓄としていることから対応に困っている状況）	他県の対応を見て判断する予定	未定
秋田県	秋田県独自に定めている22品目+TKB	実施予定	未定
山形県	基本8品目+その他（プライバシー確保、避難所環境等）	実施せず。ただし、別途照会を行う予定	5～6月
福島県	県が保有する全ての品目	実施せず	令和8年2月末

【担当】石山（内 5154）

岩手県災害備蓄指針に基づく県及び市町村の
災害対策用物資の備蓄状況（令和7年12月末時点）について

1 概要

被災者の命と生活環境に不可欠な物資として国が定める「基本8品目」及び飲料水の令和7年12月末時点の備蓄状況は次の表のとおりとなっており、全ての品目について、岩手県災害備蓄指針に基づく県・市町村の備蓄必要量を上回っています。

2 備蓄状況

品目（単位）	県備蓄量	市町村備蓄量	備蓄量合計	備蓄必要量	充足度（%）
飲料水（リットル）	86,412	198,439	284,851	214,632	132.7
食料（食）	25,204	372,789	397,993	321,948	123.6
毛布（枚）	780	133,181	133,961	71,544	187.1
トイレ（回分）（上段：携帯トイレ・下段：仮設トイレ等）	138,000 35,400	315,110 218,700	453,110 254,100	536,580	131.7
トイレトーパー（巻）	0	19,527	19,527	19,317	101.0
乳児用ミルク（上段：リットル・下段：グラム）	50.4 0	551.3 685,600	601.7 685,600	537 75,122	906.9
乳児・小児用おむつ（枚）	0	62,535	62,535	12,878	485.5
大人用おむつ（枚）	0	23,533	23,533	4,293	548.1
生理用品（枚）	0	116,124	116,124	21,112	550.0

※仮設トイレ等の処理能力を1日当たり100回分と想定

3 備蓄必要量の考え方（参考）

東日本大震災津波の際の最大避難者数及び県民意識調査の結果による県民の備蓄想定数量を勘案して、県・市町村による備蓄対象人数を35,772人分とし、国が示す算出式を用いて、3日分（飲料水は2分）を備蓄必要量としたものです。